

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

注) この内容は令和4年8月31日時点のものです。今後内容変更の可能性があります。

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の**肥料費**を支援します。

※出荷・販売実績のある農業者に限ります。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年2月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{価格上昇率} \\ \text{統計データを} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right]} \right] \times 0.7$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年2月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

・本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。
・注文票のほか、領収書または請求書が必要です。
・注文によらず購入した場合は、該当する肥料の一覧表を作成し、領収書等を添付してください。

- 2 **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページの**チェックシート**で申告していただきます。)

次のページを参照

(様式第1号関係)

参考様式第2号(参加農業者用)

作付概要

作物名	作付面積(ha)
○○○	
○○○	
その他	
計	0

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、
取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウント
できます。その場合、1つ以上は、新しい取組、または、
従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むことが必
要です。
また、従来の取組の強化等「◎」に取組む場合
は、具体的な内容を記載してください。



1. 実施する(してきた)取組メニュー
2. 「夕」の取組以外は「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施するメニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの 取組	令和4年度又は令和5年度の取組	
		取組	備考(強化・拡大の具体的な内容)
ア 土壌診断による施肥設計	○	○	
イ 生育診断による施肥設計			
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入			
エ 堆肥の利用	○	◎	
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)			
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)			
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用			
ク 緑肥作物の利用			
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用			
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用			
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)			
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用			
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用			
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)			
ソ 地域特認技術の利用()			
タ 既に一定以上の肥料低減実績あり()			

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年2月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。

なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

また、注文によらず購入した(ホームセンターでの購入等)肥料の根拠資料(レシート等)を提出する際は、別添の様式に当用買いした肥料を一覧に取りまとめて提出すること。

次のページで、誓約事項をご確認ください。



私は記載の誓約事項を確認し、内容について確約します。

また、支援金の交付に際し、取組実施者が交付額から振込手数料を控除することを承諾します。

誓約事項

- 1. 添付した領収書等に記載の肥料は令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 2. 本計画書、実績報告書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。
- 3. 本事業に係る報告や立入り調査について、事業実施主体等から協力を求められた場合は応じます。
- 4. 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体等から求められた場合は提出します。
- 5. 以下の場合には支援金を返還すること、又は、交付されないことについて異存ありません。
 - ア 本計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - イ 正当な理由がなく、本計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合

※チェック欄にチェックをした上で、署名してください

氏名(自署)

※法人の場合は、代表者の氏名

誓約事項をご確認頂き、ご署名をお願いします。





(様式第1号関係)
参考様式第2号別添(参加農業者用)

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

購入肥料(当用買い)一覧表

購入日	銘柄	商品規格 (kg, L等)	数量	購入金額	購入場所	領収書等の 添付
合計						0

ホームセンター等で肥料を購入した肥料については、こちらの一覧表を作成し、該当する肥料の領収書等を添付して、JA又は、肥料販売事業者等へ申し込んでください。
なお、申込みにあたっては、取組実施へご相談ください。



- 1 注文によらず購入した(ホームセンターでの購入等)肥料の一覧を記載してください。
- 2 記載した内容が確認できる領収書等を添付すること。
- 3 枠が足りない場合は適宜追加してください。

申請方法



- 1 肥料を購入した農協、肥料販売店(取組実施者)へ次のとおり申請してください。
 - ① 農協で購入した肥料分については、農協へ申請
 - ② 肥料販売店等で購入した肥料分については、購入先へ申請なお、取組実施者が取りまとめる農業者は、5戸以上が必要です。
- 2 申請時に必要な書類などは次のとおりです。
申請する取組実施者ごとに作成してください。
 - ① 化学肥料低減計画書(参考様式第2号)
 - ② 注文票と領収書(領収書が無い場合は、請求書でも可)
 - ③ 注文によらず購入した肥料の一覧表(領収書等を添付)※注文によらない(当用買い)肥料分についての申請は、



スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおり予定しています。

令和4年8月末

事業説明会
県段階の組織(申請窓口)の体制づくり

令和4年10月頃～

農業者グループからの申請(秋肥分)

令和4年12月頃～

農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)

令和5年2月頃～

農業者グループからの申請(春肥分)

令和5年4月頃～

農業者グループへの支援金の交付(春肥分)



問 い

答 え

- | | |
|---|---|
| <p>① 化学肥料が足りなくなるといことを聞いたのですが。</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により当面必要な肥料原料は確保されています。・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。 |
| <p>② 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 化学肥料の低減に向けた取組メニューのうち、2つ以上行っていたいただければ支援対象となります。・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。 |
| <p>③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 既に取り組んでいるものもカウントします。・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善、又は、新たな取り組みを1つ以上行ってください。 |
| <p>④ 低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいただければ結構です。・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、期間内に取組に着手していただければ結構です。 |
| <p>⑤ いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 基本的に秋肥、春肥でそれぞれまとめて申請してください。・ 秋肥について、早めに申請いただければ、できるだけ年内に支払えるようにします。 |
| <p>⑥ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。 |

お問い合わせ先

広島県農林水産局農業経営発展課 水田フル活用グループ
TEL 082-513-3557(直通)
Email noukeiei@pref.hiroshima.lg.jp